



平成22年(2010年)
6/5
第1225号

発行：小平市
編集：都市開発部
まちづくり課
〒187-8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042(341)
1211(代表)

市報 こだいら

小平市民等提案型 まちづくり条例特集号

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp

**10月1日
施行**

小平市民等提案型まちづくり条例を 制定しました

今までのまちづくりは、主に都市計画法や建築基準法などの法律に基づいて行われてきました。

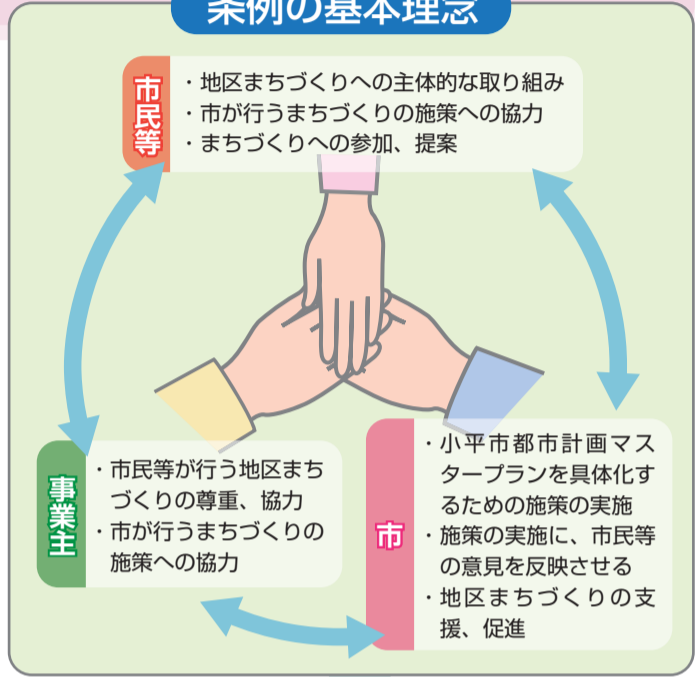
しかし、地域にとっての財産である緑地の喪失、マンションの建設に伴う紛争や景観上の問題などが生じています。

このような経緯から、法律（都市計画法や建築基準法など）とは別に民間の開発を規制・誘導するとともに、市民参加の制度を定める条例の創設が、平成19年3月に市民参加により改定された「小平市都市計画マスタープラン」に明記されました。

「小平市民等提案型まちづくり条例」の制定によって、まちづくりの基本計画である「小平市都市計画マスタープラン」の実現に向けて、まちづくりにおける市民等（市内居住者、土地所有者など）、事業主、市の役割が明確になるとともに、地区に住んでいる方が、その地区のまちづくりの目標や方針を掲げ、その実現に向けてまちづくりのルールを定めることができるようになります。



条例の基本理念



小平市民等提案型まちづくり条例の条文は、市政資料コーナー（市役所1階）または小平市ホームページでご覧になれます。

小平市都市計画マスタープランに掲げる将来の都市像「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」の実現

地区まちづくりの取り組み

発意

いいまちにしたい

こんなまちにしたいという思いが発意に



身近な地区の個性や魅力のある住みよいまちづくりを進めるため、地区の皆さんが主体となって行うまちづくり活動（「地区まちづくり」）の仕組みを定めています。

地区まちづくり準備会

登録

まちのことを知る

地区まちづくりを進める準備組織として市に登録



みんなで考える

地区まちづくりを進める組織として市に申請



市民等が
取り組むこと

地区まちづくり協議会

認定

まちの将来を描く

地区まちづくり計画の案を策定し、市に申請



市が取り組むこと

まちづくりに関する情報提供や相談

まちづくりアドバイザーの派遣

地区まちづくり協議会などへの経費補助



地区まちづくり計画の策定

認定

**地区まちづくりの実践
地区計画の申し出など**

まちをつくる

地区まちづくり計画の実現に向けた活動



事業主が取り組むこと

地区まちづくりの尊重

建築行為などの届け出

地区まちづくりの実現

住み続けたいまちに

みんなでルールを守りながら、地区まちづくり協議会を中心にまちづくり活動を続けていきます。

